

名古屋東 労働基準広報

No.710

2024年7月号

令和6年6月1日発行(毎月一日一回発行)
通巻710号

未来を創る力

力を動きに、動きを力へと変える「ばね」
「動く」「大器に」「細やかに」「ばね」は、その動きの中に無限の可能性を秘めています。
わたしたち「ばねの東郷」は「ばね」のうちに秘められた力を信じ、常に時代の一步先を見つめた製品で、豊かな社会を築きます。



常に時代の一步先を見つめた製品で
豊かな社会を築きます

ばねの東郷



株式会社 東郷製作所

本社・工場 〒470-0162愛知県東郷町大字春木字蛭池1番地
電話(0561)38-1111(大代表)
営業所 大阪・広島・関東
ISO14001認証取得
ISO/TS16949認証取得
<http://www.togoh.co.jp>

出張講習致します

御社へ出張して各種講習いたします。お問合せ等お待ちしております。
(※原則、労働基準協会会員会社で名古屋市近郊の事業場)

<最近の出張講習実績>

- ・安全管理者選任時研修
- ・雇入れ時(新入社員等)安全衛生教育
- ・自由研削といし特別教育
- ・酸素欠乏等危険作業特別教育
- ・粉じん作業特別教育
- ・石綿使用解体業務特別教育
- ・低圧電気取扱者特別教育
(開閉器の操作業務のみ)
- ・化学物質管理者講習(1日) 他

上記以外もぜひご相談ください。



名古屋東労働基準協会

Tel 052-882-3909

Fax 052-883-3586

E-Mail kyokai@meito-roukyo.jp

名古屋東労働基準広報 毎月1回 1日発行

発行所 〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 名古屋東労働基準協会

電話 052-882-3909 FAX 052-883-3586

(印刷所: 株鈴活印刷 名古屋市熱田区一番三丁目1-7)



淡路島 撮影者: 古東十朗

目次 CONTENTS

各種講習会のご案内	1	愛知県下各協会合同開催事業 開催予定表	9
愛知労働局死亡災害速報名古屋東労働基準監督管内		毎年8月は「労働基準協会 労働相談業務周知月間」です	10
災害発生状況	3	育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法が改正されました	11
名古屋東労働基準監督管内災害発生状況	3	「はたらきかたススめ」特設サイトをご覧ください!	12
愛知労働局管内死亡災害発生状況(令和5年分)	4	最低賃金の改定が予定される10月より前に活用すると大変有効!	
役員総会を開催(名古屋東労働基準協会)	5	業務改善助成金	14
安全週間メッセージ 名古屋東労働基準監督署長	6	フリーランスの取引に関する新しい法律が1月にスタート!	15
全国安全週間説明会を開催	7	4月1日以降は別の措置により、高齢者雇用確保措置	
連載 監督署長のつぶやき	8	を講じる必要があります	17
はい、こちらは企業の労働110番です	9	第83回全国産業安全衛生大会IN広島のご案内	18



健康診断

- 一般定期健康診断 …… 労働安全衛生法第66条による検査
- じん肺健康診断 …… じん肺法第8条の規定による検査
- 有機溶剤健康診断 …… 有機溶剤中毒予防規則第29条の規定による検査
- 特殊健康診断 …… 鉛・水銀・クロム・赤外線・電離放射線等の作業に従事する方の検査

- 血液検査 …… 免疫学的及び生化学的・血液検査全般
- 消化器検診 ○ 心電図検診 ○ 各種機能検査

一般財団法人 平林移動集団検診所

検診事務所 名古屋市昭和区小桜町2-29-2 寿ビル2階
TEL.741-4012 FAX.733-0869

忙しい朝にも、
かんたん・べんり・おいしい

フジパン



定期健康診断・人間ドック・脳ドック・婦人科検診・出張健康診断・特殊健康診断・老人保健医療福祉サービス

医療法人 名翔会

名古屋セントラルクリニック

名古屋市南区千竜通
7丁目16番1

TEL(052)821-0010

検診車

胸部検診車、胃部検診車、
乳かん(マンモグラフィ搭載)検診車、
子宮がん検診車、多目的(心電図・超音波検査)検診車



MRI 超伝導1.5T
脳ドック、物忘れドック、簡易脊椎ドック



医療法人 松柏会

大名古屋ビルセントラル クリニック

名古屋市中村区名駅
3丁目28番12号

大名古屋ビルディング9階

TEL(052)587-0311



国際セントラル クリニック

名古屋市中村区那古野
1丁目47番1号

国際センタービル10階

TEL(052)561-0633



和合セントラルクリニック

愛知県東郷町大字春木
字白土1-1884

TEL(052)805-8000



老人保健施設 和合の里

愛知県東郷町大字春木
字白土1-395

TEL(052)807-1500



関連施設 (老人保健施設 和合の里 指定居宅介護支援事業所・グループホーム和合の家)



全国労働衛生団体連合会 会員機関・協会けんぽ指定医療機関
日本総合健診医学会 優良健診施設・日本病院会 優良自動化健診施設

医療法人 名翔会・医療法人 松柏会

セントラルクリニックグループ

法人本部 名古屋市南城区下町3丁目14番地

TEL(052)821-0090(大代表) FAX(052)824-0655

<http://www.central-cl.or.jp> / E-mail: shougai@central-cl.or.jp



ISOQAR
REGISTERED
Cert No. 11100
ISO 27001

明るい職場は まず健康診断から

◎労働安全衛生法による 健康診断 (巡回)

☆定期健診・特殊健診(じん肺・有機溶剤・鉛・特定化学物質等)

◎生活習慣病健康診断 (巡回)

☆胃部レントゲン・血液検査・心電図・腹部超音波(エコー)検査
・腫瘍マーカー検査・眼底検査等

◎作業環境測定

☆粉じん・鉛・有機溶剤・特定化学物質等

◎人間ドック

☆東海診療所(名古屋市中村区名駅南 名古屋三井ビルディング新館3F)
TEL 052-582-0751 FAX 052-582-6968

お申込みは、書面(またはハガキ)並びに電話(またはファックス)のいずれでも、
ご連絡をお願い申し上げます。

名古屋東労働基準協会指定

健康診断機関等名簿登録(1-13-03)・作業環境測定機関等名簿登録(23-44)

一般財団法人

全日本労働福祉協会 東海支部

〒457-0832 名古屋市南区浜中町1-5-1

TEL 052-602-4747

FAX 052-602-6821

名古屋東労働基準協会 主催・受付

・【名古屋東労働基準協会】のホームページからお申し込み願います。

講習会名 ・ 開催月	2024年												2025年			受講料	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	会員	非会員			
一般建築物石綿含有建材調査者講習会			20・21						○				40,000	45,280			
安全衛生推進者養成講習会*	11.12		6・7		7・8		10・11		5・6		17・18		14,850				
衛生推進者養成講習会*						2						3	9,570				
化学物質管理者講習(1日)		10		23		6			11				15,000	17,000			
保護具着用管理責任者		9		22			10	20					15,000	18,500			
安全管理者選任時研修	25.26			10・11		18・19		20・21		15・16		12・13	17,800	19,800			
職長等の教育(製造業等)*		15・16	11・12	16・17		9・10			16・17			4・5	14,700	18,800			
職長・安全衛生責任者教育(建設業)*		20・21	17・18	29・30			28・29				12・13		15,500	19,800			
特別教育 雇入れ時(新入社員等)安全衛生教育	9												7,020	8,860			
雇入れ時安全衛生教育*							2						7,300	9,500			
自由研削といし特別教育	23			19				21					9,260	11,610			
動力プレス特別教育				9・11			16・17			21・23	18・20		12,120	15,380			
低圧電気取扱者特別教育(1日・実技あり)			14			10						○	8,350	10,490			
低圧電気取扱者特別教育(2日・実技あり)		14・15		4・5			22・23						19,800	22,000			
高圧・特別高圧電気特別教育(2日・学科のみ)								28・29					14,250	18,330			
衛生教育 アーク溶接特別教育			18・19・21									4.5.7	16,800	19,800			
足場組立て等特別教育*	11			2			15			24			7,100	9,000			
フルハーネス型特別教育*	24	17		4		20		22		10		19	9,500	11,500			
テールゲートリフター特別教育							25						8,800	11,800			
酸素欠乏等危険作業特別教育*				1					11				8,400	10,500			
ダイオキシン類特別教育				12									7,330	9,160			
粉じん作業特別教育*					2			27			14		7,300	9,200			
携帯用丸のこ盤従事者安全教育*				3							7		7,300	8,900			
振動工具取扱作業安全衛生教育*							9						7,300	8,900			
フォークリフト従事者安全衛生教育*				8			30						7,700	9,700			
職長・安全衛生責任者能力向上教育*				24									8,100	10,100			
衛生管理者受験準備勉強会(1種)		13・14			5・6				2・3				17,820	22,000			
衛生管理者受験準備勉強会(2種)		13			5				2				11,610	14,660			
説明会等 全国安全週間説明会			4・5											用品代2,000			
全国労働衛生週間説明会						4・5								用品代2,000			
労務管理研修会									○					無料			
労災保険実務研修会											○			無料			

※講習会等は状況に応じて日程変更等あります。

*主催：(一社)名古屋南労働基準協会
受付：名古屋東労働基準協会

2024年9月分

※すでに定員満了の講習は未掲載

講習会名	月	学科開催日	実技開催日	学科会場	実技会場	会費	申込
フォークリフト運転 (31H)	9月	2	6・9・10	ポーラ名古屋ビル	NSB東海 (車×)	32,650円	
			8・15・22	ポーラ名古屋ビル	水谷運輸		
		10	17・18・19	ポーラ名古屋ビル	NSB東海 (車×)		
			20・24・25	ポーラ名古屋ビル	NSB東海 (車×)		
		30	10/1・2・3	ポーラ名古屋ビル	NSB東海 (車×)		
			10/6・13・20	ポーラ名古屋ビル	トヨタL & F北名古屋		
			10/7・8・9	ポーラ名古屋ビル	NSB東海 (車×)		
ガス溶接技能	13	21	ポーラ名古屋ビル	トヨタグローバル	13,780円		
酸素欠乏・硫化水素作業主任者	12・13	18	アイプラザ半田	アイプラザ半田	17,910円		
有機溶剤作業主任者	21・22		ポーラ名古屋ビル		13,780円		
プレス作業主任者	11・12		ポーラ名古屋ビル		13,340円		
石綿作業主任者	7・8		ポーラ名古屋ビル		13,280円		
	26・27		ポーラ名古屋ビル				
高所作業車運転技能	20	26	豊和工業	ポリテクセンター	42,134円		
		27	豊和工業	ポリテクセンター			
テールゲートリフター	10	10	アイシン教育センター	アイシン教育センター	会員 14,000円 非会員 16,000円		
	30	30	アイシン教育センター	アイシン教育センター			

まずは名古屋東労働基準協会へお電話 (052-882-3909) 下さい。

死亡災害速報(5月)

愛知労働局

発生日時	事故の型/起因物	災害発生状況・原因
R6. 2024 5. 9. 14:30	墜落・転落 屋根は合 ・もや・けた・掌	工場に高さ約12mの仮設の門型クレーンを搬入するにあたり、高さ約9mの工場の屋根に同クレーンが干渉しないよう一時的に設けた開口部について、災害発生当日午後、被災者ほか4名が上記の関連作業として開口部周囲にベニヤ板を設ける作業を行っていた際に、同日14時30分、被災者がFRP製の窓明かりを踏み抜いて墜落し、死亡した。
事業場 規模	9名以下	業種 建築工事業（木建以外） 40代 タイル工 経歴 0年
R6. 2024 5.13. 10:45	墜落・転落 作業床・歩み板	建築工事現場内において、エレベーター設置工事を行っていた。搬器の枠組みに足場板をかけて作業床としていた。当該床は高さ23メートルに位置していた。被災者が、当該床上でさび止め等の作業を行っていたところ、当該床の固定器具が一部外れたことにより、当該床が傾き、被災者が地上まで落下した。病院に搬送され、死亡が確認された。
事業場 規模	9名以下	業種 建築工事業（木建以外） 50代 昇降機工 経歴 30年
R6. 2024 5.14. 16:00	墜落・転落 はしご等	瓦屋根の更新にかかる見積りのため、はしごを用いて屋根に登ろうと一段目に足をかけたところ、はしごから転落したものの。被災直後、被災者に意識はあったものの、その後死亡に至ったものの。
事業場 規模	9名以下	業種 建築工事業（木建以外） 60代 その他の職種 経歴 20年
R6. 2024 5.15. 12:15	墜落・転落 地山・岩石	派遣先である工場の敷地外河川敷にて草刈り作業中に堤防から滑落し、河で仰向けに浮かんでいるところを発見された。
事業場 規模	9名以下	業種 一般機械器具製造業 70代 派遣労働者 経歴 6年

名古屋東労働基準監督署管内災害発生状況（令和6年発生分）

令和6年5月末日現在

業種	5月末日現在			前年同期			業種	5月末日現在			前年同期						
	現	在	累計	現	在	累計		現	在	累計	現	在	累計				
内 訳	製造業	7	(1) 30	(1) 28	建設業	4	22	27	食料品	1	6	6	運輸交通業	4	16	11	
					陸上貨物業	1	4	4	繊維		1		商	15	(1) 38	55	
					木材・木製品	1	1		金融・広告業		(1) 2	3	保健衛生業	4	16	7	
					製紙・印刷				接客娯楽業		4		清掃業	12	42	94	
					化学		1	2	その他の事業		8	24	32	鉄鋼・非鉄金属	1	2	(1) 1
					窯業・土石製品		1	1	合計	64	(2) 236	(2) 311	金属製品	1	4	4	
					鉄鋼・非鉄金属	1	2	(1) 1					一般機械	1	3	3	
					金属製品	1	4	4					電気機械		1	1	
					一般機械	1	3	3					輸送用機械	1	4	4	
					電気機械		1	1					その他の製造	1	4	3	
					輸送用機械	1	4	4									
					その他の製造	1	4	3									

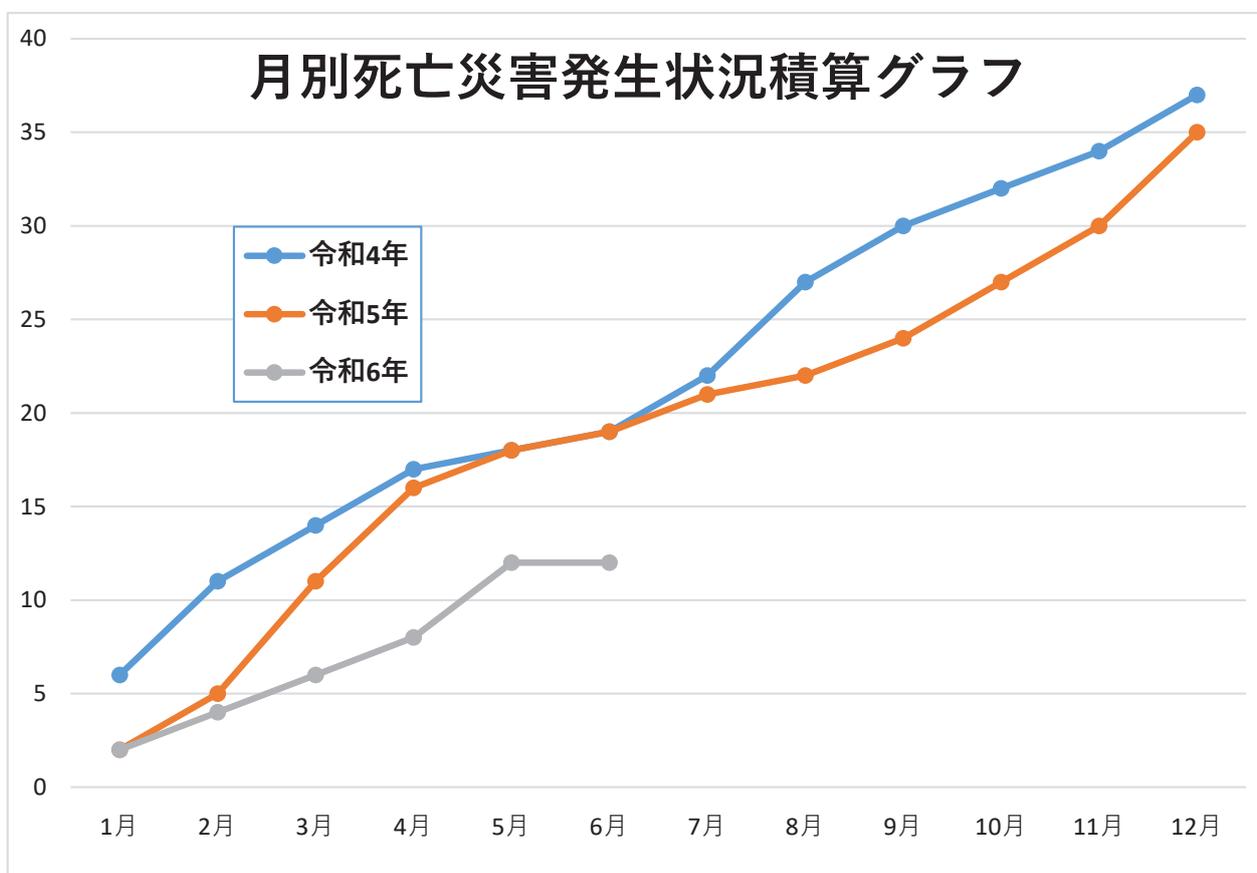
(注1) 休業4日以上の死傷病報告受理件数を表す。
(注2) 死亡者数は()内に外数で表す。(最新把握件数)

愛知労働局管内死亡災害発生状況(令和6年6月10日現在の速報値)

令和5年発生分

※()内は交通事故による死亡者数で内数である。

業種		年別	令和6年(速報値)	令和5年同時期(速報値)	令和5年確定値
製 造 業 内 訳	製 造 業		3	4	8
	食 料 品 製 造 業				
	化 学 工 業				
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属			2	3
	金 属 製 品				
	一 般 ・ 電 気 ・ 輸 送 用		1		
	そ の 他		2	2	5
建 設 業 内 訳	建 設 業		3	2 (1)	6 (1)
	土 木 工 事 業				
	建 築 工 事 業		3	2 (1)	6 (1)
	そ の 他				
陸 上 貨 物 輸 送 事 業		1	3	10 (3)	
商 業 内 訳	商 業		3 (2)	2 (1)	4 (2)
	卸 売 業			1	2
	小 売 業		2 (1)	1 (1)	2 (2)
	そ の 他		1 (1)		
清 掃 ・ と 畜 業		1	2	4	
上 記 以 外 の 事 業		1	2 (1)	3 (1)	
合 計		12 (2)	15 (3)	35 (7)	



第67回役員総会を開催

名古屋東労働基準協会

名古屋東労働基準協会第67回役員総会を5月30日、名古屋東労働基準監督署の山本署長、小野副署長、棚橋安全衛生課長を来賓にお迎えし、サイプレスガーデンホテルにて開催いたしました。

以下の議案につきまして、全て原案どおり満場一致で可決ご承認いただきました。

第1号議案（2023年度事業報告）

第2号議案（2023年度決算報告）

第3号議案（2024年度事業計画案）

第4号議案（2024年度予算案）

ご協力いただいた役員の皆様に御礼申し上げます。

ご協力いただいた理事の皆様に御礼申し上げます。



森井会長



平井監事



名古屋東労働基準監督署 山本署長



役員総会会場



全国安全週間メッセージ

名古屋東労働基準監督署長

山本 祥喜

名古屋東労働基準協会の会員の皆様には、日頃より労働基準監督署の業務運営にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

今年で第97回を迎える全国安全週間は

「危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全」

をスローガンのもと、7月1日から7日まで全国一斉に展開することで、事業場における自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ることとしています。

昨年から5か年計画で進めている「第14次労働災害防止推進計画」の初年度にあたる令和5年は、当署管内で発生した休業4日以上之死傷災害が1,022件で、前年の1,605件に比べ583件減少しました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症を除いた死傷災害は841件で、前年の818件より23件増加しました。また、死亡災害は3件で、前年より1件増加するなど、労働災害全体の件数は再び増加傾向に転じており、予断を許さない状況にあります。

なお、今年の実績は、5月末現在で、休業災害は減少傾向にありますが、既に2件の死亡災害が発生しています。

愛知労働局では、このように労働災害が増加傾向のなか、労働災害防止については、リスクアセスメントを軸として、自律したポジティブな安全衛生管理の推進・定着に向け取り組んでいるところであります。

安全衛生管理を経営課題と捉え、事業運営と一体的に管理する経営手法である「安全経営あいち®」を提唱するとともに、「安全経営あいち賛同事業場制度」を運用しております。ご賛同いただける事業場では「安全経営あいち®」の名称及びロゴを一定の条件下で自由に利用できます。また、こうした「安全経営」に積極的に取り組む姿勢を事業場内外に示し、生産性を高めながら安全性を向上させることにも繋がりますので、多くの事業場からご賛同いただけるよう取り組み、もって、愛知労働局管内全体における安全衛生管理水準の向上を図ってまいります。

会員の皆様におかれましては、この全国安全週間を契機として、企業の持続可能な発展を目指しつつ、トップから第一線の現場の労働者に至る一人ひとりが安全に関するルールを改めて確認し、皆様の職場の安全管理水準がより一層高まることを祈念しています。

令和6年度 全国安全週間説明会を開催

名古屋東労働基準協会 安全管理部会



名古屋市工業研究所



東郷町商工会館

安全管理部会では、名古屋東労働基準監督署の後援を得て、6月4日（於：名古屋市工業研究所）と6月5日（於：東郷町商工会館）に全国安全週間説明会を開催しました。なお、6月5日については、東郷町商工会、有松商工会、豊明市商工会、日進市商工会の共同事業として開催しました。

全国安全週間は6月1日から30日の1ヶ月間を準備期間とし、7月1日から7日までを本週間として全国で展開しております。

<説明会の内容>

- ①開会のご挨拶（6/4湯浅部会長、6/5山田副部会長）
- ②監督署長ご挨拶（名古屋東労働基準監督署 山本署長）
- ③全国安全週間実施要項について（名古屋東労働基準監督署 棚橋課長）
- ④講演「巨大地震に対する備えについて」

（名古屋市消防局消防部消防課地域安全担当 消防司令補 手塚雅俊様）

説明会開催のご協力いただいた皆様、ご参加いただいた皆様方、ありがとうございました。



湯浅部会長



山田副部会長



山本署長



棚橋課長



手塚消防司令補

名古屋東労働基準監督署長

山本祥喜

「南アメリカ（南米）」

当初、海外渡航し始めたキッカケは「世界4大文明を見たい」という単純な動機でしたが、旅行を続けるうちに「各地の世界遺産を巡りたい」と考えるようになりました。当時はほとんどの国がビザが必要であること、広範囲に移動すること、治安が良くないと聞いていたことから、旅行資金を貯めて、大手旅行会社が主催した「アルゼンチン→ブラジル→ペルー」を周遊する2週間のツアーに参加しました。

豊田市や浜松市など東海地方に随分前からブラジル系移民の方が多く滞在していることは皆さんもご存じでしょうが、都道府県別でみると、大勢の外国人が東京都に居住していますが、外国人労働者は以前から愛知県が最も多いようです。

特にブラジルは、失業率が高いこと、日系3世までのビザ取得を政府が緩和したこと、当時は日本円が強かったこと（GDP 2位）などから、出稼ぎに訪れて家族がそのまま永住するケースが多く、それに従い、指導調査で愛知県の工場内を巡回すると、ポルトガル語の危険表示も増えました。ペルーも日系大統領フジモリさんの頃は大勢が日本に来ていましたが、最近ではアメリカなどの近隣諸国で働いているようです。

旅行の話に戻すと、アルゼンチンのブエノスアイレス（「綺麗な空気」という名称）は、地球を半周する遠い国であったことから、往復ともアメリカ西海岸でストップオーバー（経由地で24時間以上滞在する）しました。何度も経済破綻している国ですが、街並みはパリのように華やかでした。タンゴなどを鑑賞した後、世界三大瀑布であるイグアスの滝を経由してブラジルに入国し、リオデジャネイロの街並みと海岸、サンパウロなどを巡り、サンバを鑑賞しました。最後のペルーでは、世界遺産で有名なマチュピチュやナスカの地上絵などを巡り、帰国しました。

南米の街ではサッカーしている子供が多く、どの町も明るく陽気な印象でしたが、ブラジルでは、昼間の華やかな街とは裏腹に、夕方になると全ての店が鉄格子で施錠するなど日本と異なる一面が垣間見えたのも覚えています。

全て飛行機で移動するため、エコノミーだと窮屈かと想像されますが、立派な機内食が配られ、座席間もLCCのように狭くないことから、昔のエコノミークラスは現在より快適だったような気がします。しかし、ペルーの観光地は全て3000m以上の高地に位置し、飛行機を使って一気に移動したため高山病に罹りました。日本にも標高の大きな山がありますが、バスや登山列車など身体に順応する手段で移動することをお勧めします。

「はい、こちら企業の労働110番です」。

作業着への着替え・ラジオ体操の時間の取扱い

濱野社会保険労務士事務所所長

ホワイト企業推進社会保険労務士協議会会員 社会保険労務士

濱野雄司



「はい、こちらの労働110番です」。

お電話は、ある製造業の総務・人事担当の取締役の方でした。

「当社では、始業時間は業務を開始する時間と考えており、始業時間の10分前に入社し、作業着に着替えてラジオ体操をして、就業開始時間に仕事を開始するよう指導しております。

しかし最近、それを守らない若い従業員が出てきたので注意したところ、『始業時間に遅れなければ問題ない』と反論されました。

そこでこの決まりを強制だと言っていいものかどうか、教えていただきたい」とのご質問でした。

強制的に10分早く出勤させ、遅れた場合に義務違反として懲戒等の不利益処分がなされる場合には、当然として使用者の指揮命令下にあると判断されます。

労働基準法（以下、労基法と記載）の労働時間の考え方では、使用者の指揮命令下にある時間を労働時間と言いますので、着替えやラジオ体操といえども強制した場合、またはその行為の有無が人事考課に影響がある等、労働者にメリット・デメリットがある場合は、それに要する時間は労働時間となります。

着替えやラジオ体操が労働時間となった場合、1日の所定労働時間が8時間だと10分間早出をさせることになるため、給与の支払いは『定時で終業しても残業手当の支払いが必要』になってきます。

労基法では、残業手当の端数処理は日々についてまらることができません。1カ月分の端数(分数)を集計し、1時間未満の端数がある場合、30分以上は1時間に切り上げ、30分未満は切り捨てることが認められています。

今回の場合、着替えやラジオ体操を強制にすることで10分間が労働時間になり、1人につき月に3時間から4時間の残業手当が発生し、企業としては従業員の人数分の残業手当の支払いが必要になってきます。

また、同様に労働契約書や就業規則に決められている労働開始時間の就業開始時刻が変わってきてしまいます。以上のことから、強制等をしないほうが残業手当の問題が発生しない、ということです。



もうひとつ、作業着への着替えも強制にすると、その時間も労働時間ととられますので注意が必要です。

この場合、強制ではなく「通勤着の汚れ防止のため、会社支給の作業着を着用することができる」とすることをお勧めしました。

また、タイムカードの打刻をできるだけ始業の直前、終業の直後にするよう併せてお勧めしました。

令和6年度 愛知県下各協会合同開催事業 開催予定表 (当協会も主催機関です)

種別	講習会名	QRコード	7月	8月	9月	会費(単位:円)		会場
						会員	非会員	
総労働法令講座	1. 労働実務基礎講習(半日)		17	8	10	無	料	名北労働基準協会他
	2. 労働実務総合研修(1日)			28		10,000	13,330	名北労働基準協会
	3. 労働実務専門講座(4日間)		10 24		11 25	全日 36,700	全日 44,500	名北労働基準協会
	4. 建設業雇用管理者研修(1日)		22	21	17	無	料	名北労働基準協会 他
セミナー	1. 令和6年度の労働の動向を聴くセミナー					無	料	ウィルあいち
	2. 労働トラブル防止総合講座			5		6,900	9,130	名北労働基準協会
	3. 2024年問題建設業対応セミナー					無	料	名北労働基準協会
衛生安全	1. 携帯丸のこ等取扱作業従事者教育		3			7,300	8,900	名古屋市工業研究所
	2. ダイオキシシン類特別教育		12			7,330	9,160	名古屋市工業研究所
社員教育	1. 管理能力向上研修				20	6,000	7,000	名北労働基準協会
	2. メンタルヘルスマネジメント研修		23			6,000	7,000	名北労働基準協会
	3. 人事考課者研修					6,000	7,000	名北労働基準協会
	4. ハラスメント防止研修			20		6,000	7,000	名北労働基準協会
	5. ハラスメント相談担当者研修				24	6,000	7,000	名北労働基準協会
	6. アンガーマネジメント研修		2			6,000	7,000	名北労働基準協会
	7. アサーティブ研修					6,000	7,000	名北労働基準協会

事業主の皆さまへ

令和7年4月から段階的に施行

育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法が改正されました！

愛知労働局雇用環境・均等部指導課

①子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充

- ・柔軟な働き方を実現するための措置の義務化
- ・所定外労働の制限（残業免除）の対象の拡大
- ・育児のためのテレワークの導入の努力義務化
- ・子の看護休暇の見直し
- ・仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮の義務化

②育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化

- ・従業員数**300人超**の企業に育児休業等の取得の状況を公表の義務化
- ・次世代育成支援対策推進法の有効期限の延長
- ・一般事業主行動計画策定時における育児休業取得等に関する状況把握・数値目標設定の義務化

③介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等

- ・介護離職防止のための個別の周知・意向確認、雇用環境整備等の措置の義務化

詳細はこちらから👉



お問い合わせ先 愛知労働局 雇用環境・均等部指導課
TEL 052-857-0312

「はたらきかたススめ」特設サイトをご覧ください！



2024年4月から時間外労働の上限規制が適用された、建設業、トラック・バス・タクシードライバー、医師について、業界別の取組や国民の方に理解を深めていただけるようなコンテンツを掲載しています。

働き方改革をすすめるために。。。



- ・ 荷待ち時間を削減し、トラックドライバーが決められた時間内で配送を行えるようにする
- ・ 宅配ボックスなどを活用した置き配を利用する
- ・ P AやS Aの駐車場のルールを守る
- ・ 著しく短い工期を前提とした工事依頼は控える など

わたしたちにできることがあります！

はたらきかたススめ



←是非ご覧ください！→

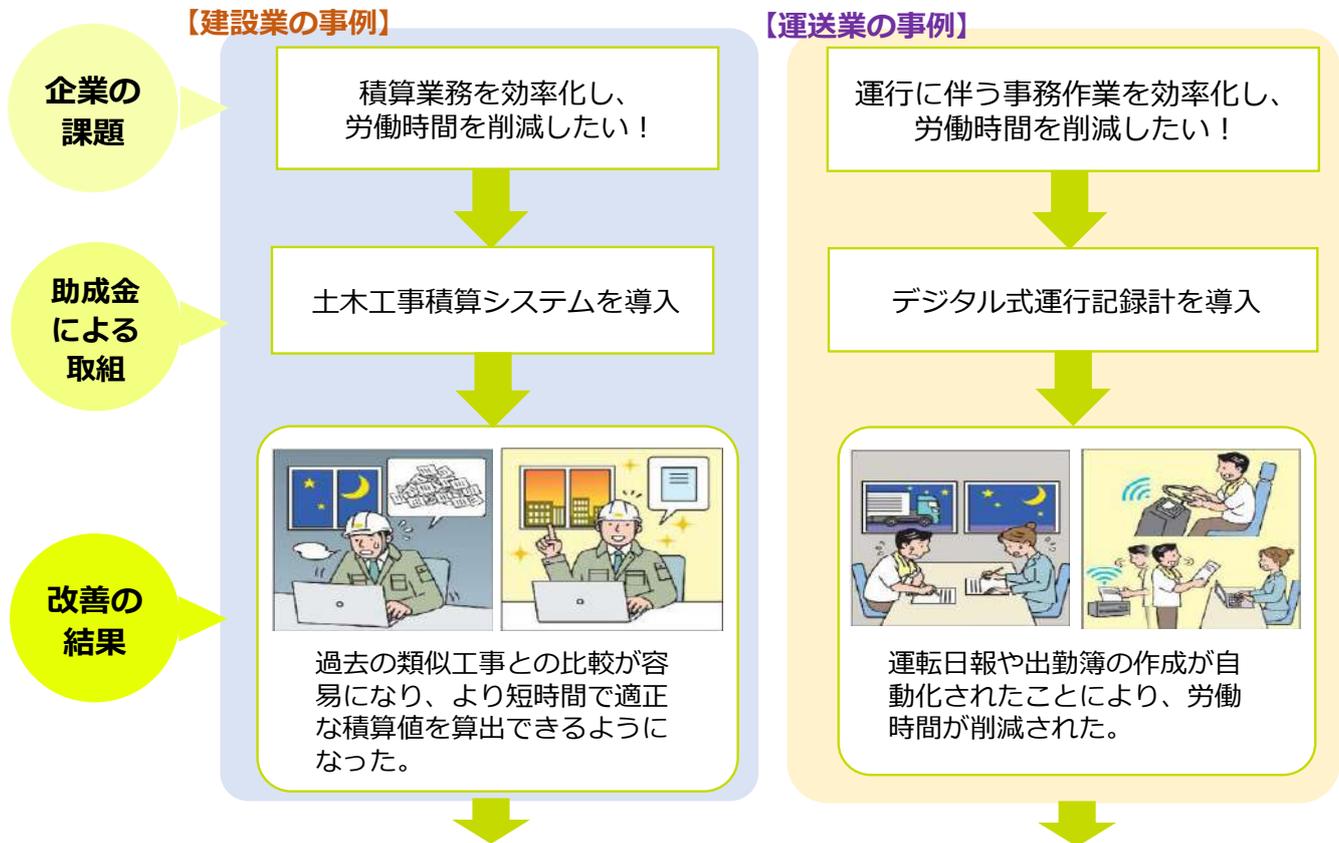


愛知労働局・県下労働基準監督署

令和6年度「働き方改革推進支援助成金」 業種別課題対応コースのご案内

令和6年4月1日に、建設業、自動車運転の業務、医業に従事する医師にも、**時間外労働の上限規制が適用されました**。このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減など環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。ぜひご活用ください。

課題別にみる助成金の活用事例（建設業、運送業の場合）



生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!

労働時間の削減や勤務間インターバル制度の導入など成果目標の達成状況に応じて取組の実施に要した経費の一部を**最大1000万円**（業種による）まで助成します。

ご利用の流れ

「交付申請書」を、最寄りの労働局雇用環境・均等部（室）に提出
（締切：11月29日（金））

交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施
（事業実施は、令和7年1月31日（金）まで）

労働局に支給申請
（申請期限は、事業実施予定期間が終了した日から起算して30日後の日または令和7年2月7日（金）のいずれか早い日となります。）

（注意）本助成金は国の予算額に制約されるため、11月29日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。

助成内容について詳しくは、下記にお尋ねください。



愛知労働局 雇用環境・均等部 企画課（助成金担当）まで
問合せ先：052-857-0313

申請書の記載例を掲載している「申請マニュアル」や「申請様式」は、こちらからダウンロードできます。



電子申請システムによる申請も可能です。詳しくはこちら
(<https://www.jgrants-portal.go.jp/>)



～最低賃金の改定が予定される10月より前に！

活用すると大変有効！業務改善助成金！～

愛知県最低賃金については、昨年10月に過去最大41円の引き上げにより時間額1,027円となりましたが、今年も大幅な引き上げが予想されています。

業務改善助成金は、事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等（例：POSレジシステム、食器洗い乾燥機、リフト付き福祉車両等）を行う場合、その設備投資などに要した費用の一部（最大600万円）を助成する制度であり、最低賃金の改定が予定される10月より前に活用していただくと大変有効です。

令和6年4月の申請件数は昨年同月に比べて3.5倍となっております。予算の上限に達すれば、申請期限（令和6年12月27日）前でも申請を締め切ることがありますので、本助成金に関心がある事業主の方は、お早めの申請をご検討ください。

対象となる事業者

- 中小企業・小規模事業者であること
- 申請する事業場内で最も低い時間給が、1,027円以上1,077円以下であること
- 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

支援内容

設備投資などに要する費用に助成率を乗じた金額を、助成上限額の範囲内で支給します。

（例）20万円のPOSレジシステムを購入した場合 支給額：20万円×3/4＝15万円

お問合せは、業務改善助成金コールセンター（0120-366-440）へ、交付申請書等の提出は、愛知労働局雇用環境・均等部企画課（052-857-0313）へ。

「まずは気軽に
お問合せを！」



タスケくん

参考ウェブサイト

●厚生労働省ウェブサイト

「業務改善助成金」

最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。

業務改善助成金

検索



●最低賃金特設サイト

全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

最低賃金特設サイト

検索



フリーランスの取引に関する 新しい法律が11月にスタート！

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が
2024年11月1日に施行されます。

法律の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

- ①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化 と
 - ②フリーランスの方の就業環境の整備
- を図ることを目的としています。

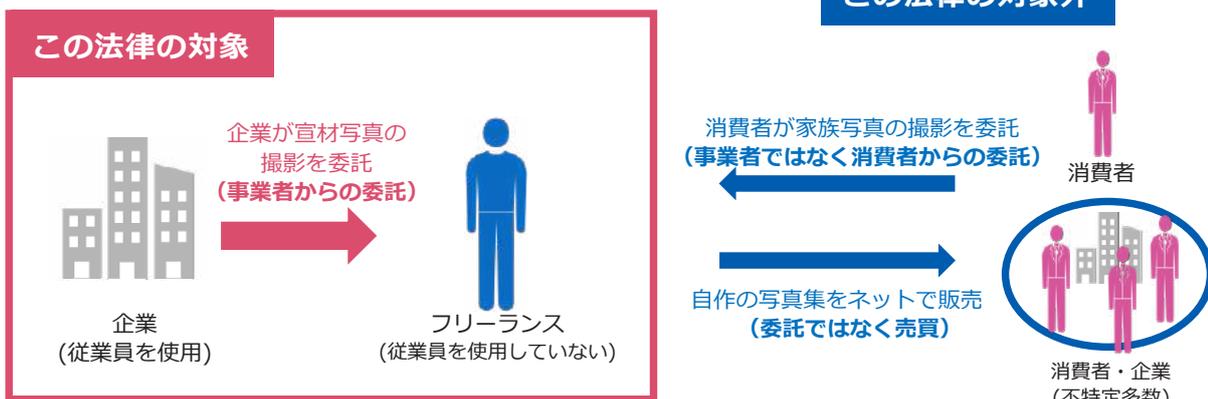
法律の適用対象

発注事業者からフリーランスへの「業務委託」（事業者間取引）

フリーランス	業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの
発注事業者	フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

※ 一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」方も含まれる場合がありますが、これらの方はこの法律における「フリーランス」にはあたりません。

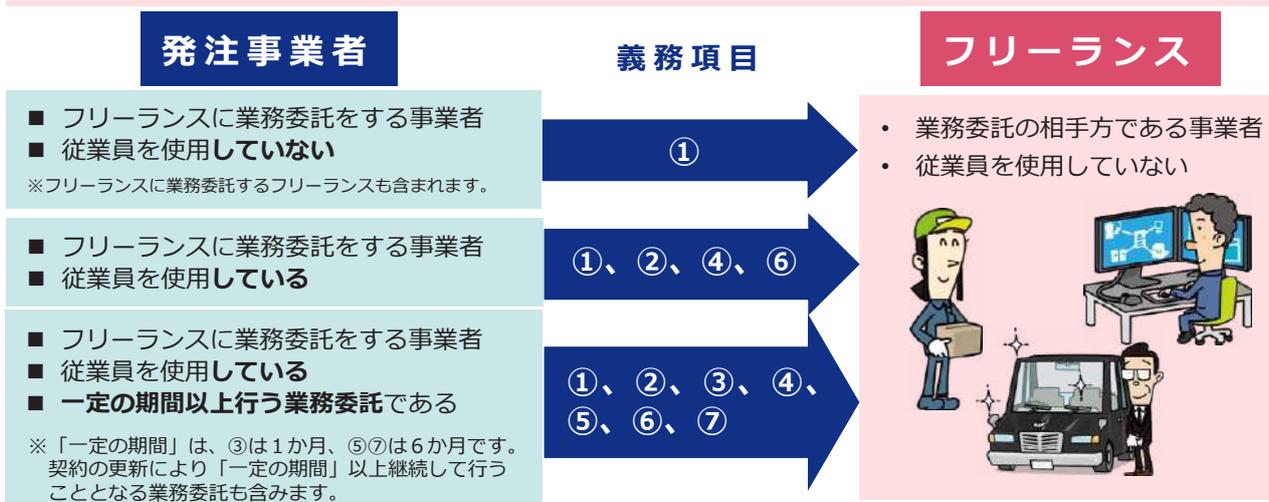
例：フリーランスとして働くカメラマンの場合



- この法律上は、フリーランスは「特定受託事業者」、発注事業者は「特定業務委託事業者」「業務委託事業者」とされていますが、このリーフレットでは伝わりやすさを優先し、それぞれ「フリーランス」、「発注事業者」と表現しています。
- 「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者を含みません。具体的には、「週労働20時間以上かつ31日以上の雇用が見込まれる者」が「従業員」にあたります。
- 特定の事業者との関係で従業員として雇用されている個人が、副業で行う事業について、事業者として他の事業者から業務委託を受けている場合には、この法律における「フリーランス」にあたります。
- なお、契約名称が「業務委託」であっても、働き方の実態として労働者である場合は、この法律は適用されず、労働基準法等の労働関係法令が適用されます。

法律の内容

発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。



義務項目	具体的な内容
① 書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合、書面等により、直ちに、次の取引条件を明示すること 「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・フリーランスの名称」「業務委託をした日」「給付を受領/役務提供を受ける日」「給付を受領/役務提供を受ける場所」「(検査を行う場合)検査完了日」「(現金以外の方法で支払う場合)報酬の支払方法に関する必要事項」
② 報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
③ 禁止行為	フリーランスに対し、1か月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはならないこと ●受領拒否 ●報酬の減額 ●返品 ●買ったたき ●購入・利用強制 ●不当な経済上の利益の提供要請 ●不当な給付内容の変更・やり直し
④ 募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮	6か月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと (例) ・「子の急病により予定していた作業時間の確保が難しくなったため、納期を短期間繰り下げたい」との申出に対し、納期を変更すること ・「介護のために特定の曜日についてはオンラインで就業したい」との申出に対し、一部業務をオンラインに切り替えられるよう調整すること など ※やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、配慮を行うことができない理由について説明することが必要。
⑥ ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関し、次の措置を講じること ①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、②相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応 など
⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示	6か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、 ・原則として30日前までに予告しなければならないこと ・予告の日から解除日までにフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければならないこと

● 発注事業者の義務の具体的な内容などは、政省令・告示などで定めております。詳細な法律等の内容や最新の情報については、関係省庁のホームページをご覧ください。

● 項目①～③については、公正取引委員会・中小企業庁、
項目④～⑦については、厚生労働省（都道府県労働局）
までお問合せください。



内閣官房



公正取引委員会



中小企業庁



厚生労働省

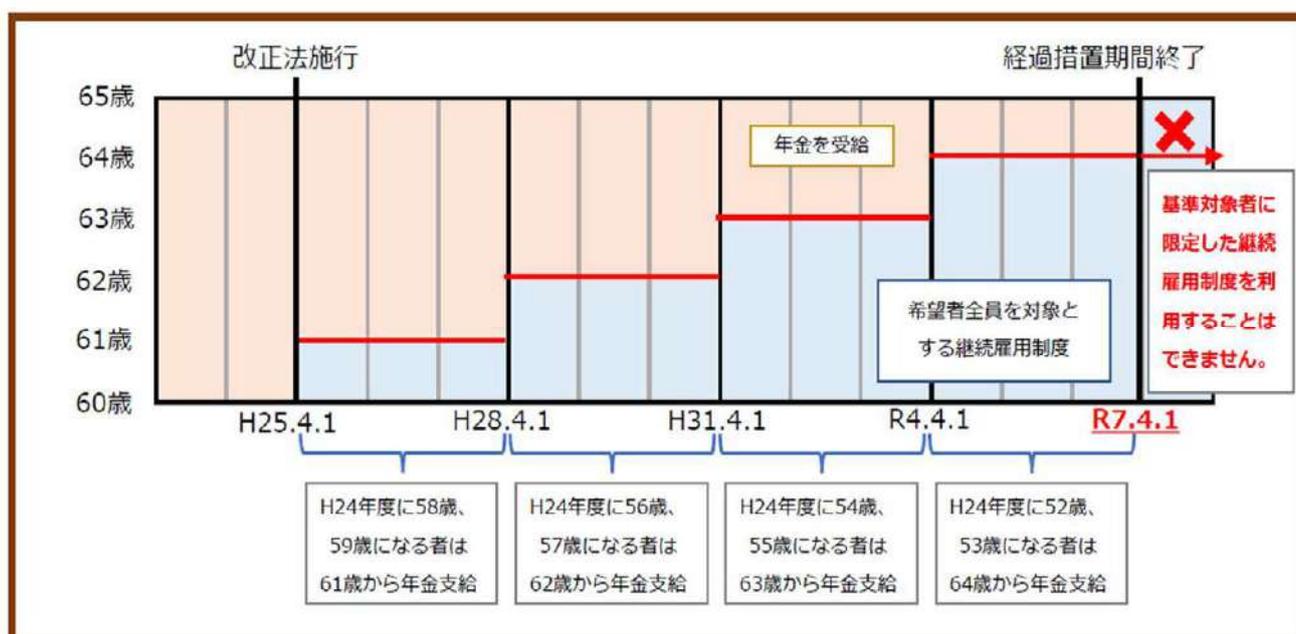
令和6年6月改訂 リーフレットNo.13

経過措置に基づく基準対象者に限定した継続雇用制度を利用している事業主の皆さまへ

経過措置期間は2025年3月31日までです 4月1日以降は別の措置により、 高年齢者雇用確保措置を講じる必要があります

平成24年度までに、労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた事業主は、現在は経過措置として、老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢以上の年齢の者について継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めることが認められていますが、その経過措置も2025年3月31日をもって終了します。

■ 経過措置の流れ



2025(令和7)年4月1日以降は、高年齢者雇用確保措置※として以下のいずれかの措置を講じる必要があります。

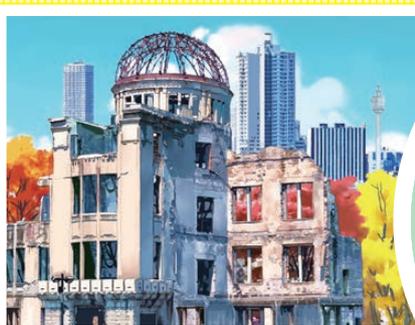
- 定年制の廃止
- 65歳までの定年の引き上げ
- 希望者全員の65歳までの継続雇用制度の導入

※ 高年齢者雇用安定法第9条第1項に基づき、定年を65歳未満に定めている事業主は、雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するための措置を講じなければなりません。

◆ ご不明点がございましたら、最寄りのハローワークにお問い合わせください。

第83回

全国産業安全衛生大会



参加申込
6月上旬より
受付開始

令和6年

11月13日(水) ~ 15日(金)

開催期間

オンライン限定プログラム視聴期間：令和6年11月13日(水)～29日(金)
(※現地開催プログラムとは異なる内容です。現地開催プログラムの配信は行いません)

会場

総合集会：広島県立総合体育館

(広島グリーンアリーナ)

分科会：広島国際会議場

広島市文化交流会館・JMSアステールプラザ

参加費

一般 1名 16,500円(税込)

中災防賛助会員 1名 8,250円(税込)

同時開催

緑十字展2024 広島県立広島産業会館

総合集会 特別講演



『熟達しつづけるために』

Deportare Partners 代表
元陸上選手

為末 大氏

インターネットでのお申込みは特設ウェブサイト(サイトオープンは5月上旬)から。
詳しくは中災防ホームページ(<https://www.jisha.or.jp/taikai/>)をご覧ください。

- 【主催】中央労働災害防止協会
- 【協力】公益社団法人広島県労働基準協会・中国ブロック各労働基準協会
- 【協賛】各都道府県労働基準協会(連合会)、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会
- 【後援】厚生労働省、国土交通省、環境省、スポーツ庁、警察庁、ILO駐日事務所、広島県、広島市、一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会、一般社団法人中国経済連合会、広島県経営者協会、広島県商工会議所連合会、広島商工会議所、広島県商工会連合会、広島県中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会広島県連合会、一般社団法人広島県医師会、広島県社会保険労務士会、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会、公益社団法人日本保安用品協会(順不同/予定、申請中含む)

全ての働く人々に安全・健康を ~ Safe Work, Safe Life ~

JISHA 中災防
Japan Industrial Safety & Health Association



中央労働災害防止協会 教育ゼロ災推進部 イベント事業課
TEL : 03-3452-6402 <https://www.jisha.or.jp/>

全国産業安全衛生大会は、全国から産業安全・労働衛生の関係者が一堂に集い、企業の研究発表や、専門家による講演などを行う、国内最大の安全衛生イベントです。産業現場での安全と健康の確保を誓う安全文化の祭典に、ぜひご参加ください。

総合集会

開会式のほか、安全衛生に功績のあった方々の表彰、厚生労働省の講演、特別講演などを行います。

11月13日(水)

会場 広島県立総合体育館 (広島グリーンアリーナ)

13:15～17:00 (開場11:30予定) [アクセス] 路面電車「紙屋町西駅」「原爆ドーム前」等より徒歩5分 [所在地] 広島県広島市中区基町4-1

特別講演

『熟達しつづけるために』



組織も人も熟達をすることで、より良い成果をあげることができ、また、熟達を通してより良い人生を歩むことができると考えています。熟達を助けるコミュニケーションのほか、個人の熟達・組織の熟達を5段階のプロセスに分けてお話しします。

Deportare Partners 代表/元陸上選手 **為末 大氏**

【プロフィール】 1978年広島県生まれ。スプリント種目の世界大会で日本人として初のメダル獲得者。男子400メートルハードルの日本記録保持者(2024年3月現在)。現在はスポーツ事業などに取り組む。

分科会

全国の事業場からの研究発表をはじめ、最新の安全衛生の課題に対応した講演、パネルディスカッション等、多彩なプログラムを予定しています。

11月14日(木)、15日(金)

会場 広島国際会議場・広島市文化交流会館・JMSアステールプラザ (広島県広島市中区)

講演 ダイバーシティ等分科会



11月15日(金)
13:40～14:40

オタフクソース(株)
代表取締役社長

佐々木 孝富氏

『社員が活躍できる環境整備の重要性 ～オタフクソースの理念と様々な取り組みについて～』

講演 安全衛生教育分科会



11月14日(木)
14:30～16:00

ツナグ働き方研究所
所長

平賀 充記氏

『Z世代のトリセツ ～若者の価値観を理解し 自律自走を支援する～』

講演 ゼロ災運動分科会



11月14日(木)
15:40～16:40

筑波大学
人間系心理学域 准教授

藤 桂氏

『“孤”をつなぎ、“個”を活かす職場へ～職場でのユーモアと 心理的安全性の観点から～』

分科会名	日程	分科会名	日程
マネジメントシステム・リスクアセスメント分科会	11/14、15	機械・設備等の安全分科会	11/15
ダイバーシティ等分科会	11/15	安全衛生教育分科会	11/14、15
安全管理活動分科会①	11/14、15	ゼロ災運動分科会	11/14
安全管理活動分科会②	11/14、15	労働衛生管理活動分科会	11/14
安全管理活動分科会③	11/15	化学物質管理活動分科会	11/15
DX等分科会	11/14	メンタルヘルス・健康づくり・健康経営分科会	11/14、15



本大会の参加者の方は、大会期間中、参加章の提示によって、「広島平和記念資料館」の観覧料が免除となる予定です(現在申請中)。詳細が決まり次第、特設ウェブサイトにてご案内します。

参加費 一般 1名 16,500円(税込)
中防災賛助会員 1名 8,250円(税込)

※上記参加費にて3日間の現地会場へのご入場に加えて、オンライン限定プログラム(現地開催プログラムとは異なる内容)をご視聴いただけます。

お問合せ先 中央労働災害防止協会 教育ゼロ災推進部
イベント事業課 TEL:03-3452-6402